

第 20 号議案

小山栃木都市計画区域区分の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和 3 (2021) 年 2 月 9 日

栃木県都市計画審議会会長 森 本 章 倫

都計第 344 号

令和 3 (2021) 年 1 月 29 日

栃木県都市計画審議会

会長 森 本 章 倫 様

栃木県知事 福 田 富 一

小山栃木都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

小山栃木都市計画区域区分の変更（栃木県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」変更する。

2 人口フレーム

区 分	年 次	平成 2 7 年	令和 7 年
都市計画区域内人口		404.5 千人	389.8 千人
市街化区域内人口		278.9 千人	273.7 千人
配分する人口		—	272.2 千人
保留する人口		—	1.5 千人
（特定保留）		—	—
（一般保留）		—	1.5 千人

理 由

本都市計画区域における人口及び産業の現状並びにその見通しを勘案し、将来にわたり適切な土地利用を図るため、本案のとおり区域区分を変更する。

小山栃木都市計画区域区分の変更について

